（奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部改正）

第十三条　奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

「同法施行令」を「国有財産法施行令」に改め、「奈良県教育委員会教育長」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより奈良県知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合にあっては、当該事務については奈良県知事）」を加える。

（伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則の一部改正）

第十四条　伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市（特別区を含む。以下この項及び次条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次条第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該市町村の長」に改める。

第二条第一項中「報告は、」の下に「市町村の」を加え、「いるときは、市町村長。以下同じ」を「いるとき又は当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の長。以下この条において同じ」に改め、同条第二項中「報告は、」の下に「市町村の」を加える。

（重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則の一部改正）

第十五条　重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文化財保護法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）」に改め、同項第六号中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

第二条第二号中「保存計画」を「保存活用計画」に改める。

（美術刀剣類製作承認規則の一部改正）

第十六条　美術刀剣類製作承認規則（平成四年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育委員会」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあっては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）」を加える。

（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十七条　登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号、第六条第五号並びに第八条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号から第十号までの規定中「き損」を「毀損」に改める。

第十一条第一項第四号、第十四条第五号及び第二十一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十八条　登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号、第六条第五号並びに第八条第五号及び第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第七号から第十号までの規定中「き損」を「毀損」に改める。

第十一条第一項第四号及び第十四条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十七条第二号中「き損して」を「毀損して」に、「き損する」を「毀損する」に、「き損の」を「毀損の」に改め、同条第四号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第二十条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則の一部改正）

第十九条　登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号、第八条第五号及び第九条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第十三条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第七号から第十二号までの規定及び同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

第十六条第六号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同条第十一号中「き損」を「毀損」に改める。

第二十一条第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部改正）

第二十条　重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「の保存」の下に「及び活用」を加え、「文化的景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改め、同項第二号、第五号及び第七号中「保存」の下に「及び活用」を加える。

第二条第一項中「市町村」を「市（特別区を含む。以下同じ。）町村」に改め、同項第六号中「文化的景観保存計画」を「文化的景観保存活用計画」に改める。

（文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村の教育委員会」を「市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。